

大田市受水タンク以下の装置の取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月22日

大田市長 楫野 弘和

水道事業管理規程第2号

大田市受水タンク以下の装置の取扱規程の一部を改正する規程
大田市受水タンク以下の装置の取扱規程の一部を改正する規程（平成17年大田市水道事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「施設所有者 住 所
氏 名 ⑩」を

「施設所有者 住 所
氏 名 」に、

「

管理責任者	⑩
-------	---

」を

「

管理責任者	
-------	--

」に改める。

様式第2号中「管理責任者 ⑩」を「管理責任者」に改める

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。